

栃木市農業委員会総会議事録

令和8年1月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和8年1月23日（火） 午後3時

開催場所 栃木市役所本庁舎5階 501会議室

出席委員

2五十畑節子	3石塚 一彦	4泉田 裕美	5小林真理子
6大塚 幸八	7糸井世志江	8毛塚 登	9青木 則夫
10田谷 安久	11田中 徹	12野尻 真悟	13生澤 良一
14鈴木美智子	15巻島 陽一	16大谷 明	17早乙女とみ
18渡邊 昭男	19中田 秀雄	20田中 健一	21縫村 啓子

欠席委員 1若色 昭松

農業委員会事務局職員

事務局長	熊倉 宜和	次長兼農委総務係長	高久 完治
農地調整係長	田沼 篤	主 査	佐藤 真沙人
主 任	岡 剛伯	主 事	五十畑 博規

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間計画）に対する意見について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第6号	農地法第5条の規定による許可の取消報告について
報告第7号	現況確認願の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和8年1月、栃木市農業委員会総会を開会いたします。初めに、若色会長が欠席のため、本日議長となります五十畑職務代理人より、ごあいさつをお願いいたします。

五十畑職代

(会長職代あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

本日は、1番若色会長から欠席の届出がありました。ただ今の出席委員は20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則24条及び第5条により、議事の進行は五十畑職務代理人にお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、16番大谷朗委員、17番早乙女とみ委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

五十畑主事

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が9件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、惣社町を中心に米・麦・ネギを作付しています。申請地でも米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、既に借りていた農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、寄居町を中心に米・麦・大豆・ナス・トマトを作付しています。申請地でも、米・麦・大豆を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、都賀町家中を中心にそば・大根・白菜を作付けしています。申請地でも、大根・白菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、居住地に隣接する農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、非農家ですが、耕運機を所有しており、申請地では、大根・人参・キャベツを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番、6番については、経営規模拡大のため農地を売買により取得する申請です。

それぞれ別の所有者から農地を購入するため番号が別になっております。

譲受人は、西方町真名子を中心に米・サツマイモ・里芋・きゅうりを作付けしています。申請地でも、サツマイモ・里芋・きゅうりを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、経営規模拡大のため農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、筑西市を中心に米・麦を作付しています。申請地でも、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、経営規模拡大のため、既に借りていた農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町緑川を中心に米・麦・大根・白菜・ネギ等を作付しています。申請地でも、米・麦・大根・白菜・ネギ等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、経営規模拡大のため、既に借りていた農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町静を中心に米・麦・ネギを作付しています。申請地でも、ネギを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上9件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(青木委員)

今回の北部調査委員長の9番青木です。
今回は私と10番田谷委員、20番田中委員の3名と事務局2名で、22日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が6件ありました。
書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長
(野尻委員)

今回の南部調査委員長の12番野尻です。
今回は私と17番早乙女委員、21番縫村委員の3名と事務局2名で、21日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が3件ありました。
書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、

現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可の申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査

議案書の4ページをご覧ください。

今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、既に農業用倉庫敷地として利用している農地を是正する転用です。地図は1ページです。

申請地は農業倉庫敷地として利用しております。

自己所有地を調査したところ、平成26年に申請地の農振農用地の用途区分変更手続きをしましたが、転用許可を取得せず農業用倉庫を建てて利用していたことが判明しました。

農地の区分は、農振農用地であります。農用地利用計画において指定された用途であるため、不許可の例外規定に該当します。なお、申請地は用途区分変更がされております。

なお、農地を農業用倉庫敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、農家住宅敷地拡張の転用です。地図は2ページで

す。

事業計画者は、夫婦と長男の3人で暮らしております。

この度娘夫婦が跡取りとして実家に戻って同居することになりましたが、今の住宅は47年前に建築し老朽化していることから住宅の建て替えを計画したところ、農振農用地の農地を宅地への進入路として利用していることが判明しました。

農地の区分は、土地改良施行区域内の第1種農地ですが、集落に接続するため例外規定に該当します。

なお、農地を住宅敷地として利用してきたことについては、始末書が添付されております。

取水は上水道、排水は合併浄化槽で処理後敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上2件の申請については、他法令の許認可の見込み等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(青木委員)

今回北部は、農家住宅敷地拡張が1件、農業用倉庫が1件の合計2件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番、2番について、6番大塚委員をお願いします。

大塚委員

6番大塚です。

1番、2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われるので、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。(質疑なし)

議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
岡主任	<p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>今回は4件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。</p> <p>事業計画者は小山市内の借家に夫婦で住んでおりますが、結婚生活を営む上で、家財道具が増えてきて、手狭になってきたため、本件を申請しました。</p> <p>申請地は実家に隣接し、今後の生活でお互いに協力して生活することができることから、本件の土地を選定しました。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地ですが、集落に接続するため、許可基準に該当します。</p> <p>取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後市道側溝へ排水。雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p> <p>2番については、太陽光発電設備への転用です。地図は4ページです。</p> <p>事業計画者は今日及び将来に向けてのクリーンエネルギー需要拡大、地球温暖化防止対策として再生可能エネルギーによる発電事業を行っております。</p> <p>申請地は日照条件等太陽光発電用地として条件がよいため、事業地として選定しました。</p> <p>農地の区分は、岩舟総合支所から800m以内の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。</p> <p>取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。</p> <p>(写真説明)</p>

3番については、太陽光発電設備への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人で、再生可能エネルギーの普及促進によるCO2削減を目的として本事業を計画しました。

申請地は日照条件等太陽光発電用地として条件が良かったため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、公衆用道路への転用です。地図は6ページです。事業計画者は、天台宗の寺院であり、江戸時代中期に現在の場所に移転し、現在に至ります。

本堂に至る道路(市道62246号線)が現在車両のすれ違いが出来ず、歩行者の安全性も保たれていないため、本事業を計画しました。

申請地は道路拡幅にあたり、その必要分について農地所有者等の同意が整ったため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、土地収用法該当事業に該当するため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上4件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(野尻委員)

今回南部は、一般住宅が1件、太陽光発電設備が2件、公衆用道路が1件、合計4件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願

します。

議長 ありがとうございます。ここで地元委員の意見を伺います。
番号1番について、8番毛塚委員お願いします。

毛塚委員 8番毛塚です。
1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。
何も問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 番号2番、3番について、2番五十畑より報告いたします。
2番、3番の案件ですが、太陽光発電設備への転用ということで、
事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われ
ます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 番号4番について、9番青木委員お願いします。

青木委員 9番青木です。
4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり特に
問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ござい
ませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め議案第3号は、原案のとおり許可することに決定
いたしました。

議長 次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。事務
局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査 議案書の9ページをご覧ください。
今回は5件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおり
です。

1番、2番については、願出人が同一であるため一括してご説明いたします。地図は7ページです。

申請地は1番は2筆で、2番は1筆です。航空写真等により、1番は昭和44年以前から宅地として、2番は平成11年以前から雑種地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

岡主任

3番については、地図は8ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、地図は3ページです。

申請地は3筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、地図は9ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成10年頃から雑種地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長
(青木委員)

今回北部は、2件の申請がありました。

1件は20年以上宅地として、1件は駐車場として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でない認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま。す。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願

	<p>します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。</p>
南部調査委員長 (野尻委員)	<p>今回南部は、3件の申請がありました。 2件は20年以上宅地として、1件は資材置場として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番、2番について、21番縫村委員お願いします。</p>
縫村委員	<p>21番縫村です。 1番、2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号3番、4番について、9番毛塚委員お願いします。</p>
毛塚委員	<p>9番毛塚です。 3番、4番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号5番について、3番石塚職務代理者お願いします。</p>
石塚職代	<p>3番石塚です。 5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり、何の問題もないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ござい</p>

ませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。

県農地中間管理機構に関する156件であります。事務局の説明は省略します。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成(所有権の移転)に係る要請について」を議題とします。

県農業振興公社に関する2件であります。事務局の説明は省略します。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議 長 次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。（質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）
- 議 長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第7号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。（質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
（質疑なし）
- 議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和8年1月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。
- [閉 会 午後3時53分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員会長職務代理者 _____ (五十畑)

署名委員 _____ (大谷)

署名委員 _____ (早乙女)